7月は"社会を明るくする運動"の強調月間です

「皆さんで力を合わせ、犯罪のない明るい社会」を目指し、7月1日からの1カ月の間、全国各地で新聞やテレビ等による広報や街頭キャンペーンなど、さまざまな活動が実施されます。

▲子どもの健やかな成長を願いながらしおりを作る更生保護女性会

社会を明るくする運動は、犯罪・非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。7月1日からの1カ月の間、地域に根差したさまざまな運動が展開されます。

◇更生保護の取り組み

犯してしまった罪をつぐない、社会の一員として立ち直ろうとするには、本人の強い意志や行政機関の働き掛けだけでなく、地域社会の理解と協力が不可欠です。

更生保護活動は、保護司・更生保護施設をはじめとする更生保護ボランティアと呼ばれる人のほか、更生保護への理解と協力の下、関係機関・団体との幅広い連携で推進されています。

◇保護司会や更生保護女性会の取り組み

保護司会や更生保護女性会では、毎年7月に小学校を訪問して「地域の将来を担う子どもたちが、青竹のようにまっすぐ、たくましく成長してほしい」との願いを込めた手作りのしおりをプレゼントしています。また、街頭キャンペーン等を予定しています。

さらに日ごろ、防犯組合をはじめ、民生児童委員、学校関係者などによる防犯パトロールも行われています。

◇犯罪被害に遭わせないために…

子どもたちを犯罪から守るため、保護者の皆さんが、子どもの行動を日ごろから把握し、微妙な変化も見逃さないようにしましょう。

また、保護者だけでなく、地域に住む大人が力を合わせ、子どもたちを犯罪の被害に遭わせないための取り組みを行うことが重要です。

大切な子どもたちが被害に遭わないよう、保護者や地域の皆さんが協力して、犯罪から守りましょう。

問健康福祉課社会福祉係　☎(70)0330

在宅介護支援センターだより 34

ご存じですか？介護保険制度 ～地域密着型サービスについて～

平成18年4月1日より介護保険法が改正されました。

介護保険法の制度改革では、①予防重視型システムの確立、②施設給付の見直し、③新たなサービス体系の確立、④サービスの質の確保・向上、⑤負担の在り方・制度運営の見直しという5つの柱が示されました。今回は新たに創設されたサービスの一つ、「地域密着型サービス」について少しお話したいと思います。

このサービスは、年々増加する認知症高齢者や一人暮らしの高齢者等が、できる限り住み慣れた地域で継続して生活することを目的として創設されました。

サービスの種類や内容は、各市町村によって異なります。また、利用者は、原則としてその市町村に在住している住民に限られ、市町村が事業者の指定や監督などを行います。

現在、本町の地域密着型サービスとしては、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）があります。本町にあるグループホームには、原則として町内にお住まいの方しか利用できません。

なお、町外にあるグループホーム等、地域密着型サービスを利用する場合には、その地域密着型サービスがある市町村と本町とで協議しなければなりません。

問在宅介護支援センター
おおあみ緑の里　☎(73)5146
杜の街　☎(70)1666

国民年金保険料の免除制度が変わります

20歳以上60歳未満のすべての方が加入する国民年金制度。老後の老齢基礎年金のほか、万が一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金が受け取れる制度です。保険料は月額13,860円ですが、経済的な理由等で保険料の納付が困難な場合、申請をすることで保険料の納付が免除となります。

この免除制度が、7月から一部改正されます。

◇改正で2つの制度が加わります

従来の全額免除制度、半額免除制度に、4分の3免除制度、4分の1免除制度が新たに加わります。

◇免除制度を利用できる条件

これらの制度を利用する場合は、本人、配偶者、世帯主の前年の所得がそれぞれ一定の基準以下であることが条件となります。

ただし、一部免除制度は、納付すべき保険料が未納の場合は、免除が無効となり、老齢・障害・遺族の基礎年金受給資格期間に含まれませんので、必ず保険料を納付していただく必要があります。

★免除の対象となる所得限度額と免除額

		全額免除	一部免除		
			3／4免除	半額免除	1／4免除
世帯の構成	4人世帯（夫婦、子ども2人）	162万円以下	230万円以下	282万円以下	335万円以下
	2人世帯（夫婦のみ）	92万円以下	142万円以下	195万円以下	247万円以下
	単身世帯	57万円以下	93万円以下	141万円以下	189万円以下
免除額		全額	10,400円	6,930円	3,470円
納付額		0円	3,460円	6,930円	10,390円

問千葉社会保険事務所　☎043（290）8770
保険年金課国民年金係　☎（70）0337

医療費の節減に向けて ～ジェネリック医薬品を使うと、薬代が安くなるってホント？～

ジェネリック医薬品は、薬の特許が切れた後に発売される同じ効能・品質を持った安価な薬のことです。ジェネリックとは英語で、「一般的な」、「普及した」という意味で後発薬品と呼ばれています。

風邪を引いたくらいでは、薬代もわずかで済む場合も多く、気にならないと思います。しかし、生活習慣病などの慢性疾患の場合、ずっと薬を飲み続けなければならなかったり、複数の薬を飲み続けたりと年間の薬代も膨大になってしまいます。

もし、処方されている薬が、ジェネリック医薬品のある種類の薬であれば、ジェネリック医薬品に代えることができるので、まず医師に相談してみてください。

薬代の負担軽減、医療費削減のためにもジェネリック医薬品を活用しましょう。

問保険年金課国民健康保険係　☎(70)0334

町営ガスをご利用の皆さんへ

町では法律に基づいて、町営ガスを使用している家庭を訪問し、作業を行っています。ご協力をお願いします。

①ガスメーター取り換え作業

計量法による有効期限を迎えるメーターを、順次取り換えています。

②定期保安調査

ガス事業法の規定により3年に1度、ガス設備の安全点検に伺います。

作業員は町発行の身分証明書を携帯しています。また、作業に係る費用は無料です。

訪問の際に、不審な点等ありましたら、ガス事業課までご確認ください。

問ガス事業課保安係　☎(72)1131

地域密着型サービス事業者を募集

4月から介護保険制度の新たなサービス体系として創設された地域密着型サービス事業者を募集します。

詳細については、担当課に問い合わせるか、町ホームページをご覧ください。

▶受付期間＝7月3日(月)～18日(火)
▶受付場所＝保険年金課

整備年度	サービス事業名	整備数
18年度	小規模多機能型居宅介護	1
19年度	小規模多機能型居宅介護	2
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）	1

※19年度事業についても同時に募集します

申・問保険年金課介護管理係
☎（70）0309

国民健康保険税率等は据え置きます

平成18年度の国民健康保険税率等は別表のとおり、据え置きとなっています。

区分	医療保険分 国民健康保険被保険者全員）	介護保険分 国民健康保険被保険者のうち40歳以上65歳未満の方）
所得割税率	基礎控除後の所得 ※）× 7.9%	基礎控除後の所得 × 1.1%
資産割税率	固定資産税 × 25%	
被保険者均等割額	1人当たり　25，000円	1人当たり　11，000円
世帯別平等割額	1世帯当たり30，000円	

○国民健康保険税は、医療保険分と介護保険分の合計です
※ 基礎控除後の所得とは、課税所得から基礎控除33万円を引いた金額です

納税通知書は、7月20日ごろに郵送します。皆さんの医療費などを賄う大切な財源ですので、必ず納期内に納付してください。

◇65歳以上の年金受給者に緩和措置

税制改正に伴う公的年金等控除の見直しにより、保険税が負担増となる方は、所得割算定の際に平成18年度は13万円、平成19年度は7万円を控除します。また、保険税の軽減を判定する際にも同様の控除があります。

問保険年金課国民健康保険係　☎(70)0334

国民健康保険の保険者証は大切に

新しい保険証（国民健康保険の被保険者証）は、7月末日までに交付されます。

配達記録郵便で郵送されますので、届いたら古い保険証は役場に返却するか、細断して破棄してください。

1人1枚のカード式の保険証になっているので、普段から携帯することができ、便利になりましたが、無くす方も増えています。

無くした保険証は、再発行することができますが、保険証は身分を証明するなど大事なものですので、大切に管理してください。

▶有効期間＝8月1日から1年間（短期被保険者証を除く）

問保険年金課国民健康保険係
☎（70）0334